

一方で、平成二十三年度東大阪市一般会計予算の修正案は、予算原案に議会の審議状況や国、府の予算編成の動向等を踏まえ、一部変更を加えたものであり、一定の趣旨を理解できる。よって、この修正案に賛成する。

**自由民主党**

**平成二十三年度東大阪市一般会計予算原案に賛成、同予算の組み替え動議並びに修正案に反対する**

提出された組み替え動議並びに修正案には、私どもと考を一にする項目での予算増額が盛り込まれている。しかしながら、総じて判断をすればすべてを賛成できるものではない。

予算増額の財源が財政調整基金の取り崩しであり、安易な取り崩しは財政規律の観点から避けるべきであるとこれまでも訴えてきた。よって、組み替え動議並びに修正案に反対し、原案に賛成する。

大阪広域水道企業団議会議員に川光英士議員（公明党）と天野高夫議員（真正議員団）が選出されました。

**議会運営の大きな流れ（議長発言要旨）**

**市長と議長の約束**

今年度当初予算の成立をめぐっては、本年十月に市長選挙並びに市議会議員選挙を控える中、議会の代表である私と市のトップである市長との間で新規事業を最小限にした骨格的な予算編成をすることで、おおむね合意がなされ、併せて、議会がこれまでも議論してきた、とりわけ十二項目の課題を提示し、その解決に向けた考え方を三月定例会までに回答することも約束されていました。

覚した奥島副市長に対する問責決議の可決に至る「下水道工事総合評価一般競争入札」に係る公文書の「改ざん」「隠ぺい」また「虚偽の答弁」という副市長の職責において許しがたい行為が明らかとなり、奥島副市長のこれらの疑惑に対する説明責任が問われ、議会が紛糾しました。

このため、三月議会では当初予算を全会派一致で審議未了とし、市長はその後の臨時会で「疑惑」のかかった奥島副市長欠席のまま、三方月の暫定予算を提出し、この暫定予算が切れる六月定例会までに再度課題整理することとなりました。

問責決議まで可決された奥島副市長の「疑惑」に対する説明責任、議会が提案した十二項目の課題整理は、市長の当然の義務でありま

す。にもかかわらず、市長は議会に対して何ら言葉せず、「言論の府」である議会の存在意義を無視するかのような対応を続けました。

議会としては、六月定例会が招集されてなお、これらの解決を図らず、加えて事務局長不在のまま市長の

提案説明を受けることは、議会の権威を損ねるといふ観点から、断続的に代表者会議、議会運営委員会等で一定各議員の合意をとりながら、この困難な議会運営を進めてきました。

私は、その大前提として、自身の進退をかけ、会期末（六月二十八日）までに当初予算を議決する決意を、また、三十日の当初予算の議決期限までには一定の判断をし、予算を流すことは絶対にしないという決意を「公の場」で何度も表明してきました。

このような提案説明を受ける状況にない中、あらゆる手法で市民のために打開策を講じることは議長として当然のことであり、その一つの苦肉の選択として議案の上程を待たず「みなし議案」で実質的な議論のお願いをしてきました。

文教、民生保健、環境経済委員会の正副委員長は、この趣旨に沿った委員会の運営をされました。

なお、公明党は「みなし議案」に対し疑義があると

して退席されました。この三月から続く大きな当初予算審議の流れにあって、一番大切なことは市民

生活に影響を与えない、当初予算を議決、成立させることであるの言うまでもありません。

**横山議長の信任決議を可決**

公明党、自由民主党、さきがけの議員から議長に対する不信任決議案が提出されましたが、真正議員団、共産党、民主さわか風、民主リベラル荊政会、民主党東大阪の議員より、議長に対する信任決議案が提出され、賛成多数で可決されたので、一事不再議の原則により、議決を要しないものとして処理されました。

**陳情**

第二回定例会に提出された陳情は、所管の常任委員会に回付されました。

**公平委員会委員などの選任に同意**

第二回定例会に提出された人事案件は次の方に決まりました。（敬称略）

- 公平委員会委員 小寺 史郎
- 財産区管理委員 原沢 毅男

- 南郷 富三
- 野村 和雄
- 瀬井 俊光

- 人権擁護委員 栗本 廣美